

「監査報告書の透明化」についての主な論点（1）

前回の監査部会においては、「監査報告書の透明化」（以下「透明化」）の意義・効果について、以下のような指摘があった。

- 会計監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにより、
 - ・ 財務諸表利用者の会計監査や企業の財務諸表に対する理解が深まるとともに、企業との対話が促進される。
 - ・ 財務諸表利用者や監査役等が、会計監査の品質を評価するための情報となる。
 - ・ 監査人・経営者・監査役等間のコミュニケーションの更なる充実により、コーポレート・ガバナンスの強化や、会計監査上のリスク認識の共有による適切な監査の実施につながる。

このような意義・効果についての指摘や、日本公認会計士協会によるKAM記載に係る試行結果を踏まえ、前回の監査部会で指摘された以下の論点についてご議論いただきたい。

1. 監査報告書におけるKAMの位置付け

- 国際監査基準では、「監査上の主要な事項（Key Audit Matters:KAM）」は、監査人が会計監査の過程で特に着目した会計監査上のリスク等と監査人の対応について、意見とは明確に区別した上で、情報として記載するものとされている（米国監査基準も同様）。

我が国の現在の監査報告書においては、監査人は、監査人の意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならないとされている。

また、監査人は、監査人の意見とは明確に区別した上で、追記情報として、財務諸表における記載に対する注意を促す観点から特に強調すべきと判断した事項（重要な後発事象・偶発事象等）や、その他事項（監査人が説明することが適当と判断した事項）を記載することとされている。

KAMは、追記情報と同様に、監査人の意見とは明確に区別された、財務諸表利用者に対する情報提供と位置付けられると考えられるがどうか。

また、例えば国際監査基準では、情報提供の中でも KAM は投資家の投資判断に対する有用性が大きいことから、監査意見の近くに記載することとされている（監査意見は監査報告書の冒頭に記載）。

こうした KAM の情報提供機能や有用性について、留意すべき点はあるか。

2. 適用範囲・対象

(1) 会社法監査との関係

○ 以下のような観点からは、金融商品取引法監査と会社法監査の双方を「透明化」の対象にすべきと考えられるが、会社法監査も対象とした場合、どのような課題があるか。

- ・ 会社法の監査報告書を作成する時点で KAM は確定しており、株主への情報提供の観点からは、株主総会前に株主に KAM が提供されることが望ましい。

(参考)

(3月期決算を前提にすると) 会社法の監査報告書は5月中旬頃に作成され、株主総会前に株主に提供されるのに対し、金融商品取引法の監査報告書は6月中旬頃に作成され、株主総会後に有価証券報告書とともに公表されることが多い。

現在の実務においては、監査計画策定の段階(期首)から、会計監査上のリスク等について、監査人と監査役等の間でコミュニケーションが行われるとともに、監査人から監査役等に対する監査結果の報告(期末)において、監査人が着目したリスクと対応について詳細な説明が行われており、KAM の記載は、当該内容がベースになると考えられる。

- ・ 監査役等が会計監査の相当性を判断するにあたり、KAM の記載も考慮するようになれば、よりの確な相当性判断が行われることが期待される。
- 課題の一つとして、会社法の監査報告書の提出時期が早いため、KAM の記載に係る企業との議論・調整の時間が十分に取れず、KAM の記載がボイラープレート化する懸念があるとの指摘があった。

KAM の記載は、監査人が監査役等に報告している内容がベースになることから、まずはその内容を的確に KAM に反映させることが、KAM の記載をボイラープレート化させないために重要と考えられ

るが、この他にボイラープレート化を防ぐために、どのような対応が考えられるか。

(2) 単体との関係

- (有価証券報告書提出会社を前提にすると) 金融商品取引法・会社法ともに、連結財務諸表と単体財務諸表の両方に対する会計監査の実施及び監査報告書の作成を求めている。

このような観点からは、単体財務諸表に固有のKAMについては、単体財務諸表に対する監査報告書に記載することが考えられるが、この点についてどのような課題があるか。

3. 企業による開示との関係

(1) 企業の開示とKAMの記載との関係

- 監査人が、企業が開示していない事項についてKAMとして記載しようとする場合、まずは企業に追加の開示を促すべきと考えるか。あるいは、企業の開示に関係なく、監査人の職業的専門家としての判断においてKAMを記載すべきと考えるか。

(2) 企業が開示していない事項と守秘義務との関係

- 公認会計士法及び監査基準では、正当な理由がある場合には守秘義務は解除されることとされている。

このため、KAMの記載が監査基準に規定された場合、KAMの記載は、守秘義務が解除される正当な理由に該当すると考えられるが、監査人がKAMとして記載するに当たり留意すべき事項はあるか。

(参考) 公認会計士法 第27条

公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

※ 次回以降、KAMの記載に係る監査人・経営者・監査役等の役割、適用時期、KAMの記載以外の監査報告書の記載事項等についてご議論いただく予定。

以上